

- 都市再生整備計画の作成や実施に必要な協議を行うため、市町村毎に設置することができる法定協議会。
- 都市再生法改正(平成26年)により、**立地適正化計画の作成や実施にも活用できる**よう規定を整備。
- 多様な関係者との協議を経て立地適正化計画等を作成することにより、実効性を持った計画の作成が可能に。
- **既存の協議会**を束ねて一つのものとしたり、合同開催や構成員の相互乗り入れ等による**柔軟な運用も可能**。

構 成 員 等

① 協議会を組織することができる者

- 市町村
- 市町村が指定した都市再生推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、歴史的風致維持向上支援法人
- 上記法人に準ずるNPO法人等

② 構成員に加えることができる者

- 関係都道府県、UR、地方住宅供給公社、民間都市機構といった公的主体
- 都市再生整備計画の区域内において公共公益施設を整備・管理し、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設等の整備に関する事業を実施する民間事業者
- まちづくり団体や商工会、公共交通事業者等のまちづくりの推進を図る活動を行う者

③ 協議会が協力を要請することができる者

- 関係行政機関(都道府県や隣接市町村等)
- その他必要な者 等

協議会への支援制度

- **民間まちづくり活動促進事業**(次頁参照)による**補助金を活用**して社会実験・実証事業等を行うことが可能。

設置事例

【田名部まちなか再生協議会(青森県むつ市)】

設置日:平成24年7月13日

構成員:むつ市、特定非営利活動法人、商店街振興組合、商工会議所、民生委員児童委員協議会、青年会議所、自治会



- これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する先進団体が実施する普及啓発事業への支援。
- 民間の担い手が主体となった都市再生法に基づく都市利便増進協定等による施設整備・活用や、市町村都市再生協議会等によるまちの賑わい・交流の場の創出等の社会実験・実証事業等への支援。

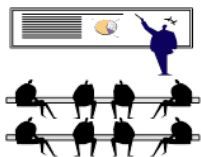
普及啓発事業（H26～）

先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

- i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ii) i)と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

【定額補助】

市町村都市再生協議会、中心市街地活性化協議会、景観協議会、低炭素まちづくり協議会、都市再生推進法人、地方公共団体、大学、民間事業者等（JVも含む。）



オリエンテーション&座学



現地スタディ/ワークショップ

社会実験・実証事業等（H24～）

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用

- ・協定等に基づく広場の整備、通路舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備 等
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等

【直接補助】 補助率：1/2以内(かつ、地方公共団体負担額以内)

都市再生推進法人

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・空き地・空き店舗等の活用促進 ・地域の快適性・利便性の維持向上
- ・地域のPR・広報 等

【直接補助】 補助率：1/2以内(かつ、地方公共団体負担額以内)

市町村都市再生協議会、中心市街地活性化協議会、景観協議会、低炭素まちづくり協議会

【間接補助】 補助率：1/3以内(かつ、地方公共団体負担額以内)

民間事業者等



オープンカフェの
実施



協定に基づく都市利便施設の整備等による賑わい、交流の場の創出(イメージ)